

令和8年度

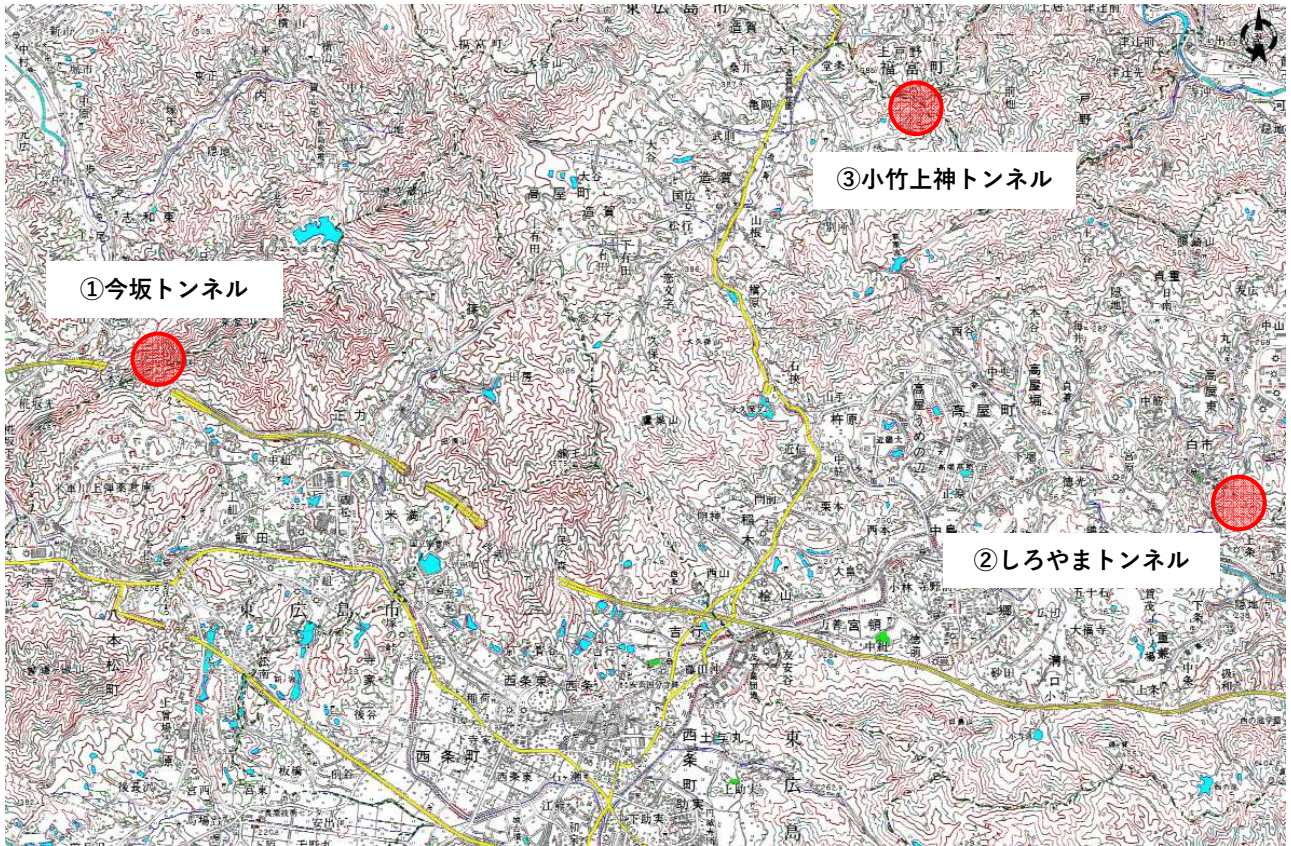
道路維持修繕事業

トンネル定期点検及び長寿命化修繕計画更新業務

仕様書

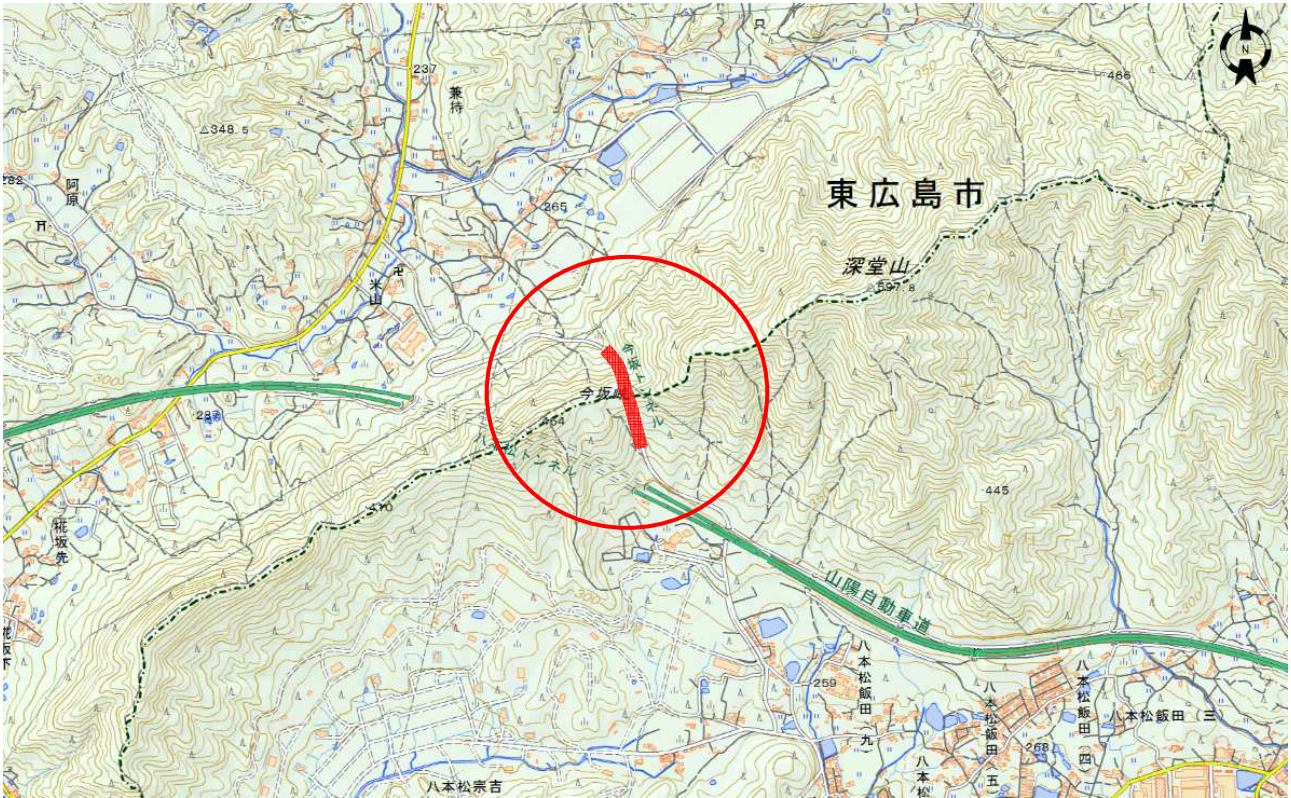
施 工 場 所 東広島市高屋町ほか

# 位置図

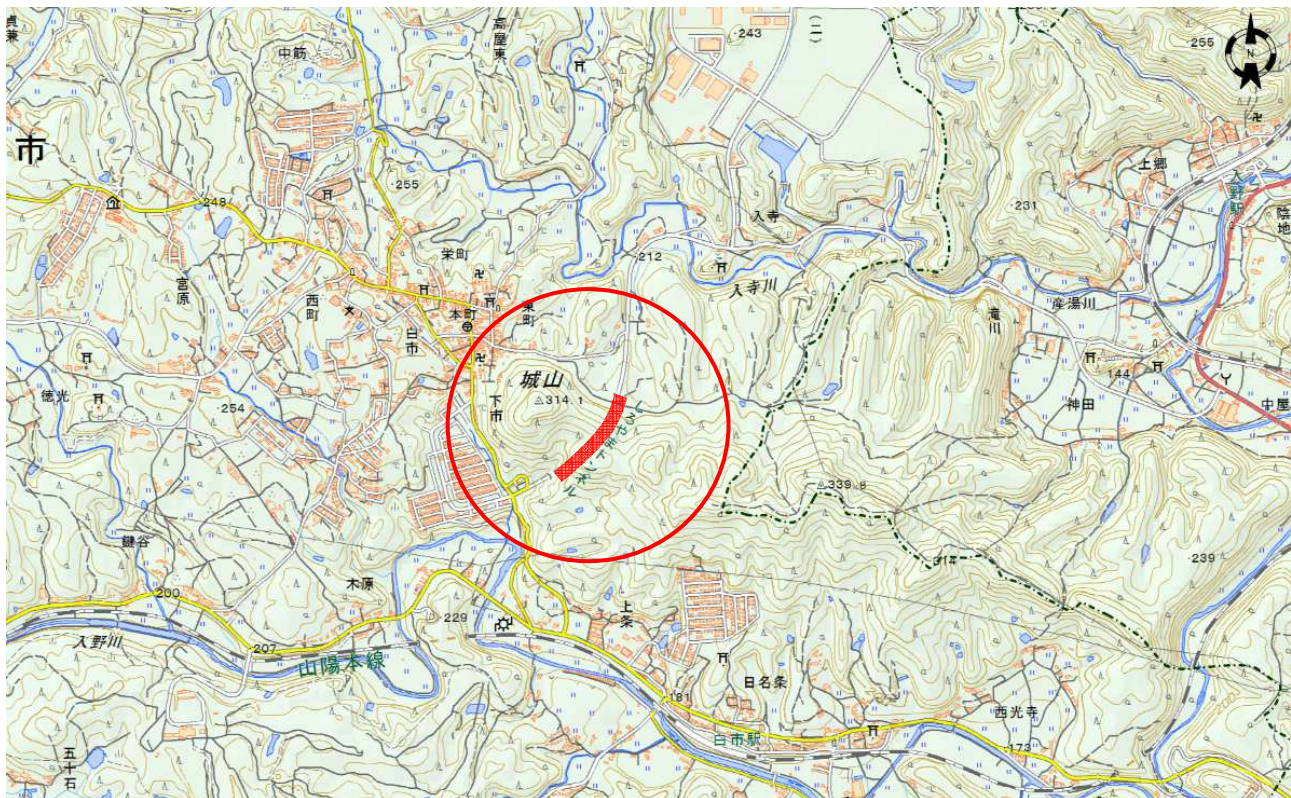


# 詳細位置図 1

## ①今坂トンネル

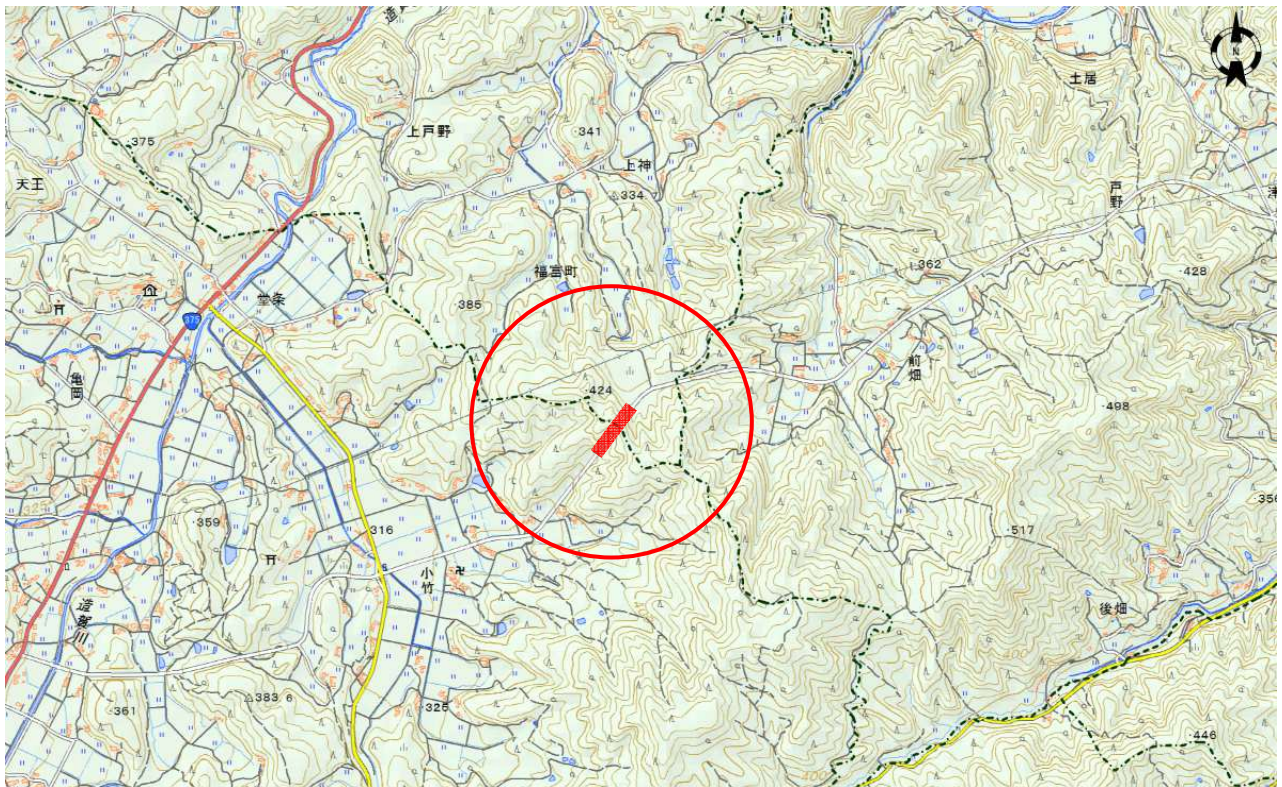


## ②しろやまトンネル



## 詳細位置図 2

### ③小竹上神トンネル



## 特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

#### 4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

## 5. 情報共有システム

- (1) 本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。  
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）  
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (4) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。  
この場合においては、次のとおりとする。
  - 1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。
  - 2) 「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。
  - 3) 検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

## 6. 成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R 等）で納品すること。

(別記様式1)

## 特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業務名	令和8年度 道路維持修繕事業 トンネル定期点検及び長寿命化修繕計画更新業務	
委託業務場所	東広島市高屋町ほか	
<p>○印がある部分の技術者が必要である。</p> <p>なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。</p>		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	○ (技術士又はRCCM) <u>トンネル又は鋼構造及びコンクリート</u>	( ) (資格要件は別紙参照)
	( ) (資格は問わない)	( ) (資格は問わない)
測量業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
<p>管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。</p>		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防 及び海岸・海 洋	技術士法（昭和58年法律 第25号）第4条に定める 技術部門のうち「建設部門」 に該当する資格	左記「設 計業務の 種類」ご とのRCCM の資格	技術士登 録等証明 書 又 は RCCM の資 格証の写 し
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び 地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工 設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び 工業用水道	上記法に定める技術部門 「上下水道部門」に該当す る資格		
	下 水 道			
	農 業 土 木	上記法に定める技術部門 「農業部門」に該当する資 格		
	森 林 土 木	上記法に定める技術部門 「森林部門」に該当する資 格		
	水 産 土 木	上記法に定める技術部門 「水産部門」に該当する資 格		
	廃 棄 物	上記法に定める技術部門 「衛生工学部門」に該当す る資格		
地 質	上記法に定める技術部門 「応用理学部門」に該当す る資格			

	機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格		
	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p><b>【添付書類】 実務経歴書</b></p> <p>① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p>			
	測量業務	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p><b>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</b></p>		
	地質及び土質調査業務	<p>『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>		
	用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」 (資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者</p> <p><b>【添付書類】 実務経歴書</b></p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p>		

	<p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済み を証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記 載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
<p>建築設計 等業務</p>	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』 に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に 定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

# 令和 8 年度 道路維持修繕事業 トンネル定期点検及び長寿命化修繕計画更新業務 特記仕様書

## 1 適用

本特記仕様書は、「令和 8 年度 道路維持修繕事業 トンネル定期点検及びトンネル長寿命化修繕計画更新業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

本特記仕様書に記載していない事項については、「設計業務等共通仕様書（広島県）」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

## 2 適用の範囲

本業務の適用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 東広島市が管理するトンネルとする。
- (2) 本業務は広島県トンネル定期点検要領第 5 版（令和 6 年 12 月 広島県道路整備課）（以下、「定期点検要領」という。）に基づき実施するトンネル定期点検業務に適用する。

## 3 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第 1107 条の定めのほか、技術士および RCCM については下記に定める要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：建設-トンネル又は鋼構造及びコンクリート、又は、建設部門-トンネル又は鋼構造及びコンクリート）
- (2) RCCM（トンネル又は鋼構造及びコンクリート）

## 4 業務計画書

受注者は、契約後速やかに実施体制を整えて、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、共通仕様書第 1112 条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員と協議了承後に提出するものとする。

なお、共通仕様書第 1112 条の事項に加え、次の事項を記載するものとする。

- (1) 安全管理計画
- (3) 新技術活用計画
- (2) 関連資料貸与請求一覧表

ただし、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。

## 5 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用仕様書・指針等のほか、次に示すものとする。

- (1) 定期点検要領

## 6 作業区分

本業務の作業区分は次によるものとする。

- (1) 作業区分 昼間作業
- (2) 施工区分 現場作業及び内業

ただし、現場条件等により作業区分に変更を要する場合は、調査職員と協議するものとする。

## 7 定期点検

- (1) 点検計画準備

点検に先立って、発注者から指定された本業務の対象となる施設についての資料収集及び点検計画を考案する。

なお、施設の状況（現地の交通状況、点検に伴う交通規制の必要、現地調査不可能等）により点検作業が出来ないと考えられる場合には、調査職員と協議するものとする。

- (2) 実施計画書作成

受注者は、作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- 1) 対象位置図
- 2) 業務実施方針（点検方法（新技術活用を含む））
- 3) 実施体制
- 4) 実施工程表
- 5) 安全管理計画（交通規制を含む）
- 6) その他調査職員が必要と認めたもの

なお、4 業務計画書と重複する場合は、それを省略できる。

- (3) 新技術活用

受注者は、現場点検に関して、あらかじめ目的や必要な精度等を踏まえ、従来技術に加えて新技術・新工法を積極的に活用するための検討を実施し、調査職員と協議を行ったうえで必要に応じて設計変更の対象とする。なお、新技術・新工法は、下記へ登録されているいずれかの技術より選定することとする。

- ・ 広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術
- ・ 点検支援技術性能カタログ（令和7年4月（国土交通省））

・新技術情報提供システム（NETIS）の登録技術

なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

#### （４）点検に係る班編制および資格要件

点検の班編制は、3名（点検技術者、点検員、点検補助員）で編成することを基本とし、健全性の診断において適切な評価を行うために、点検を行う者は施設の構造や状態の評価に必要な知識および技能を有することが重要であるため、次の通りとする。

なお、点検を行う者の資格要件は別紙「資格要件に関する調書」で提出すること。

##### 1) 点検技術者

次の要件を有するものとする。

・トンネルの診断に関する相応の資格※1

※1：トンネルの診断に関する相応の資格については次に掲げる資格のいずれかとする。

①技術士（総合技術監理部門：建設-トンネル又は鋼構造及びコンクリート、又は、建設部門-トンネル又は鋼構造及びコンクリート）

②RCCM（トンネル又は鋼構造及びコンクリート）

③「国土交通省登録技術者資格」（施設分野：トンネル-業務：診断）

##### 2) 点検員

次の要件を有するものとする。ただし、点検技術者が次の要件を有する場合は、点検員に次の要件を求めない。

・トンネルの点検に関する相応の資格※2または相当の実務経験※3

※2：トンネルの点検に関する相応の資格については次に掲げる資格のいずれかとする。

①技術士（総合技術監理部門：建設-トンネル又は鋼構造及びコンクリート、又は、建設部門-トンネル又は鋼構造及びコンクリート）

②RCCM（トンネル又は鋼構造及びコンクリート）

③「国土交通省登録技術者資格」（施設分野：トンネル-業務：点検）

※3：実務経験については、広島県の点検要領に基づく点検の実務経験を有する者とする。

##### 3) 点検補助員

要件は特になし

#### （５）現場点検

本業務実施に際しては、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 調査職員等の立会い

受注者のみの点検時に、点検方法等で判断を迷う事態が生じた場合は、調査職員等の立会いを求め、その指導等に従い点検を行うものとする。

2) 緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(6) 点検結果取りまとめ

1) 点検評価

①部材単位ごとの診断を行うが、健全性については②の所見を基に判断する。

(様式1、2)

②健全性の診断を行うための所見の記載については次の観点を考慮する。(様式

3)

a 変状・異常の内容とそれが確認された部材・部位 (客観的事実)

施設の健全性の診断に至った変状等について、客観的な情報を記載する。

b 変状等の原因 (推定)

a の変状等について、推定される発生原因を記載する。

c 施設の現状 (推定)

a の変状やb の発生原因の推定を踏まえて、定期点検時点における施設の機能や構造安定性の状態を推定し記録する。

d 次回定期点検まで及び将来における構造物の状態 (推定)

次回定期点検およびその先の将来において、施設の状態が変化する可能性があるかについて記載する。

e 措置の必要性の判断に関わる事項

施設の現状および将来における構造物の現状を踏まえて、施設の構造安定性や利用者被害の観点から、措置の必要性について記載する。

f その他、次回定期点検に引き継ぐ事項等

予防保全のための中長期的な計画を検討するにあたって、将来的に状態の変化を潜在的に生じる事象がある場合、その事象を記載する。

2) とりまとめ表の作成

損傷の進展過程を明らかにするため、作成した点検調書に基づき前回点検時の損傷状況と比較をしたとりまとめ表を作成するものとする。

3) 点検データファイル (Access 及び Excel)

点検結果を、別途貸与する点検データファイル (Access 及び Excel) に入力することにより、データ作成を行うものとする。

(7) 報告書作成

業務の成果として、報告書を作成するものとする。

## 8 長寿命化修繕計画の更新

対象施設の諸元や定期点検結果、社会情勢等をふまえた「東広島市道路トンネル長寿命化修繕計画」の更新を行う。なお、更新にあたっては予防保全型の維持管理を基本に、計画的な維持管理を進め長期的な視点から施設の健全性を保持していくための内容を検討すること。

### (1) トンネル維持管理基本計画検討

#### 1) 対象施設の現況整理

管理するトンネルについて、令和3年3月の長寿命化計画策定以降の状況及び定期点検の結果をふまえた現況を整理する。

#### 2) 維持管理基本計画作成

前項に基づき効率的かつ合理的な維持管理を行うことによりトンネルの長寿命化を図り、今後の維持管理コストの平準化や低減化を目指すため「トンネル維持管理基本計画」の検討資料を作成する。

#### 3) 学識経験者との協議

当該施設に関する高度な知識及び専門性を有する学識経験者と協議を行い、意見等統合的に勘案したトンネル維持管理基本計画を定める。なお学識経験者の選定及び協議日時の調整については、あらかじめ調査職員と協議をおこなうものとする。

### (2) トンネル長寿命化修繕計画策定

#### 1) トンネル長寿命化修繕計画作成

トンネル維持管理基本計画に基づき定期点検結果を解析集計し、トンネル長寿命化計画の作成を行う。作成にあたっては次の内容を明記すること。

- ・老朽化対策における基本（点検時期及び修繕内容、時期又は大規模補修時期）
- ・新技術の活用方針
- ・費用の縮減に関する具体的な方針（長寿命化修繕計画による効果等）
- ・対策に係る全体概算事業費

#### 2) トンネル個別施設計画作成（情報公開用資料作成）

トンネル長寿命化修繕計画策定資料に基づき、ホームページ公開用のデータ作成を行う。

### (3) 報告書作成

業務の成果として、報告書を作成するものとする。

## 9 再委託の禁止

共通仕様書第1128条第1項で示すほか、次に示すものとする。

### (1) 本業務の計画準備

- (2) 点検計画準備
- (3) 実施計画書作成
- (4) 現場点検（但し、新技術活用に係る作業は除く）
- (5) 損傷程度の評価
- (6) 報告書作成

## 10 成果品資料作成

本業務の成果品は、共通仕様書第 1117 条第 1 項で示すほか、次に示すものとする。

- (1) 報告書…A4 版 2 部、電子データ（DVD 等）1 部。
- (2) 点検調書…A4 版 1 部、電子データ（DVD 等）1 部
- (3) 東広島市道路トンネル長寿命化修繕計画（公表資料を含む）
- (4) その他調査職員の指示した資料

## 11 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- (1) 既存点検資料
- (2) その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

## 12 安全管理

受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

なお、交通誘導警備員は業務着手後、規制を要する日において下記のとおり見込んでいる。

- ・交通誘導警備員（B）…昼間 12 人

現場条件等により、交通誘導員の人数変更または交通規制設備が必要となった場合には、事前に調査員と協議を行った上で変更対象とする。

## 13 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を調査職員に報告するものとする。

## 14 その他

- (1) 本業務は、情報共有システムの対象外とする。
- (2) 既存点検調書の諸元内容、位置図、平面図、一般図に現地と相違がある場合は修正を行い、調査職員へ提出すること。
- (3) 本業務の点検結果（点検調書）は、公表の対象となるため、点検者名は管理技術者とする。

(4) 健全度判定Ⅳと判断する場合は、必ず発注者と協議をすること。

参考【様式1】

■定期点検記録様式 トンネル変状・異常箇所写真位置図

フリガナ 名称	(マルマシトンネル) 〇〇トンネル	路線名	国道〇〇号	管理者名	〇〇地方整備局△△国道事務所 □□維持出張所	トンネルID	36.14033.137.13861	
所在地	自 〇〇県△△市□□地先 至 〇〇県△△市◇◇地先	定期点検業者	〇〇〇〇	定期点検年月日	2024年5月1日	緊急輸送道路 代替路の有無	二次 有	
トンネル各 の健全性	Ⅲ	変状・異常 箇所数合計	トンネル 本体工	材料劣化	Ⅱ 1箇所 Ⅲ 0箇所 Ⅳ 0箇所	トンネル延長 L= 4,248.5 m	トンネル工法	明り工法(盾形)
				漏水	Ⅱ 1箇所 Ⅲ 0箇所 Ⅳ 0箇所	幅員 L= 9.5 m	建設年度	1995
				外力	Ⅱ 0スパン Ⅲ 1スパン Ⅳ 0スパン	付属物等 の取付状態	〇 (応急措置後)	58箇所
						×	0箇所	起点 緯度 36° 08' 25.20"
								終点 緯度 36° 08' 15.8"
								緯度 137° 05' 27.4"

トンネル変状・異常箇所写真位置図

写真番号の記載例  
 本体工の変状：写真-【覆工スパン番号】-【変状番号】  
 付属物等の異常：写真-【覆工スパン番号】-【異常番号】

注1：本位置図は、見下げた状態で記載すること。  
 注2：覆工スパン番号は横断目地毎(矢板工法の場合は上半アーチの横断目地毎)に設定すること。  
 注3：写真番号に付する変状番号は、各覆工スパンの変状に対して新たに確認された場合は順次追加していくこと。  
 注4：横断目地の変状は前の覆工スパン番号で計上すること。  
 注5：1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。

※1 支保部の変状数は、材質劣化、漏水に起因するものは変状単位で、外力に起因するものはスパン単位で計上すること。  
 ※2 支保部の変状に対しては、健全性の判定区分Ⅱ～Ⅳについて表記すること。なお、前回点検以降に、措置が行われた結果、Ⅰと判定された箇所についても記載すること。  
 ※3 付属物等の取付状態の〇欄については、応急措置前に判定区分×とした箇所のうち応急措置により〇判定とした箇所のみを記入すること。  
 ※4 付属物等の異常番号は、支保部と番号が重複しないよう101番以降とする等の配慮を行い、分かりやすく記録すること。

参考【様式2】

■定期点検記録様式 変状写真台帳

フリガナ 名称	(マルマシトンネル) 〇〇トンネル	路線名	国道〇〇号	定期点検業者	〇〇〇〇	トンネルID	36.14033.137.13861
写真番号	覆工スパン番号 S002 変状番号 1		定期点検年月日	2024年5月1日	写真番号	覆工スパン番号 S003 変状番号 1	
変状部位	対象箇所 アーチ 部位区分 アーチ 変状種類 ひび割れ		定期点検者名	〇〇〇〇	変状部位	対象箇所 覆工 部位区分 側壁 変状種類 -	
判定区分	変状区分 外力 応急措置前 - 応急措置後 Ⅱ		判定区分	Ⅰ	変状区分	材質劣化 - - Ⅰ	
変状の発生範囲及び規模	長さ5m、幅30mm		前回変状の発生範囲及び規模	長さ4m、幅2.0mm	変状の発生範囲及び規模	-	
対策履歴	実施状況(実施日)	対策履歴	はく落防止工	実施状況(実施日)	2022年1月12日	対策履歴	
メモ	覆工アーチ部に外力性と思われるひび割れが発生している。前回点検からの進展も見られ、今後の構造的安全性に影響する可能性があることから、早期に措置すべき変状と判断し、対策区分Ⅱとする。	メモ	前回点検時に、ひび割れ箇所にうき範囲が確認され、対策区分Ⅱと判断された変状箇所。前回点検後に措置が実施されたことにより、状態は改善され、構造物の状態として問題ないと判断しⅠ判定とした。				
写真番号	覆工スパン番号 S007 変状番号 1		写真番号	覆工スパン番号 S007 変状番号 2		変状部位	対象箇所 アーチ 部位区分 アーチ 変状種類 漏水
変状部位	対象箇所 覆工 部位区分 アーチ 変状種類 漏水		変状種類	うき・剥離		変状区分	材質劣化
判定区分	変状区分 漏水 応急措置前 - 応急措置後 Ⅱ		判定区分	Ⅱ		変状区分	Ⅱ
変状の発生範囲及び規模	0.2m <sup>2</sup> (4mX0.5m)		前回変状の発生範囲及び規模	0.2m <sup>2</sup> (4mX0.5m)		変状の発生範囲及び規模	0.04m <sup>2</sup> (0.4mX0.1m)
対策履歴	実施状況(実施日)	対策履歴		実施状況(実施日)		対策履歴	
メモ	アーチ部、継ぎ目工からの遊離石灰の析出。漏水は見られない。	メモ	自製製の横断目地にうき。点検時に叩き落しによる応急措置を実施。				

※ 健全性(応急措置後)の判定区分Ⅱ～Ⅳについて添付すること。また、点検前に実施された措置によりⅠと判定された箇所も添付すること。  
 ※ たたき落としを実施した場合は、実施後の写真を添付すること。  
 ※ 付属物の取付状態に関する異常写真は別途、任意の様式でとりまとめること。

※ 変状の発生範囲の規模とは、対策を行う際に参考となる変状の長さや面積をいう。  
 ※ 応急措置を実施しないて判定した変状の判定区分は、判定区分の応急措置後の欄に記入すること。

参考【様式3】

■定期点検記録簿式 健全性の診断に関する所見						トンネルID	
フリガナ	(YATM-84)	路線名	区間○○号	定期点検業者	○○○○	トンネルID	3614033.137.13861
名称	○○トンネル	管理番号	○○地方整備局△△区道事務所 (1)維持出張所	定期点検番号	○○○○	定期点検年月日	2024/5/1
道路トンネルの健全性の診断の所見							

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
道路施設点検業務					Y2C06 レベル1
	1	式			
共通					Y2C0601 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2C060101 レベル3
	1	式			
打合せ等 中間2回					Y2C06010101 レベル4
	1	業務			
打合せ協議 中間2回					V000000300 00
	1	業務			
トンネル定期点検業務					Y2C0603 レベル2
	1	式			
トンネル定期点検業務					Y2C060301 レベル3
	1	式			
計画準備					Y4999 レベル4
	3	トンネル			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
計画準備					V00000400 00
	3	トンネル			
資料収集整理					V00000500 00
	3	トンネル			
現地踏査					V00000600 00
	3	トンネル			
関係機関協議					V00000700 00
	3	トンネル			
状態の把握（点検）					Y4999 レベル4
	14,525	m2			
状態の把握（点検） 0 ≤ C ≤ 0.1					V00000800 00
	14,525	m2			
健全性の診断					Y4999 レベル4
	3	トンネル			
健全性の診断					V00000900 00
	3	トンネル			
報告書等の作成					Y4999 レベル4
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
報告書の作成	3	トンネル			V000001000 00
点検調書の作成	3	トンネル			V000001100 00
トンネル長寿命化修繕計画更新業務	1	式			Y2999 レベル2
トンネル長寿命化修繕計画更新業務	1	式			Y3999 レベル3
計画準備	1	式			Y4999 レベル4
計画準備	1	式			V000001200 00
トンネル長寿命化修繕計画更新	1	式			Y4999 レベル4
老朽化対策における基本方針	1	式			V000001300 00
新技術の活用方針	1	式			V000001400 00

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
費用の縮減に関する具体的な方針					V000001500 00
	1	式			
対策に係る全体概算事業費					V000001600 00
	1	式			
公表資料の作成					Y4999 レベル4
	1	式			
公表資料の作成					V000001800 00
	1	式			
報告書作成					Y4999 レベル4
	1	式			
報告書作成					V000001700 00
	1	式			
**直接人件費**					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			
機械経費					YZZ0105 レベル2
	1	式			
機械経費					YZZ010501 レベル3
	1	式			
機械経費					YZZ01050101 レベル4
	1	式			
トンネル点検車運転 作業床高9.9m					V9349 00
	4	日			
投光機材					Y4999 レベル4
	1	式			
投光機材費					V000001900 00
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費						YZZ0106 レベル2
		1	式			
安全費						YZZ010601 レベル3
		1	式			
交通誘導警備員						YZZ01060101 レベル4
		12	人			
交通誘導警備員B						R0369 00
		12	人			
交通規制設備 規制車両なし						Y4999 レベル4
		4	日			
交通規制設備 規制車両なし						F0003 00
		4	日			
**直接原価**						
その他原価	計算情報……					
	対象額……					
	率……					
**間接原価**						

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
**業務原価** -----					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務費計					

## 参 考 図 書

**業務名称** : **令和8年度 道路維持修繕事業**  
**トンネル定期点検及び長寿命化修繕計画更新業務**

### <注意事項>

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。  
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日  諸経費体系	0 44 東広島市 00-08.05.01(0)  2 委託	凡例 Co … コンクリート      As … アスファルト DT … ダンプトラック      BH … バックホウ CC … クローラクレーン      TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
道路施設点検業務					Y2C06 レベル1
	1	式			
共通					Y2C0601 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2C060101 レベル3
	1	式			
打合せ等 中間2回					Y2C06010101 レベル4
	1	業務			
打合せ協議 中間2回					V000000300 00
	1	業務			単第0 -0001 表
トンネル定期点検業務					Y2C0603 レベル2
	1	式			
トンネル定期点検業務					Y2C060301 レベル3
	1	式			
計画準備					Y4999 レベル4
	3	トンネル			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
計画準備					V000000400 00
	3	トンネル			単第0 -0005 表
資料収集整理					V000000500 00
	3	トンネル			単第0 -0006 表
現地踏査					V000000600 00
	3	トンネル			単第0 -0007 表
関係機関協議					V000000700 00
	3	トンネル			単第0 -0008 表
状態の把握（点検）					Y4999 レベル4
	14,525	m2			
状態の把握（点検） 0 C 0.1					V000000800 00
	14,525	m2			単第0 -0009 表
健全性の診断					Y4999 レベル4
	3	トンネル			
健全性の診断					V000000900 00
	3	トンネル			単第0 -0010 表
報告書等の作成					Y4999 レベル4
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
報告書の作成					V000001000 00
	3	トンネル			単第0 -0011 表
点検調書の作成					V000001100 00
	3	トンネル			単第0 -0012 表
トンネル長寿命化修繕計画更新業務					Y2999 レベル2
	1	式			
トンネル長寿命化修繕計画更新業務					Y3999 レベル3
	1	式			
計画準備					Y4999 レベル4
	1	式			
計画準備					V000001200 00
	1	式			単第0 -0013 表
トンネル長寿命化修繕計画更新					Y4999 レベル4
	1	式			
老朽化対策における基本方針					V000001300 00
	1	式			単第0 -0014 表
新技術の活用方針					V000001400 00
	1	式			単第0 -0015 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など 費用の縮減に関する具体的な方針	数量	単位	単価	金額	備考
	1	式			V000001500 00  単第0 -0016 表
対策に係る全体概算事業費	1	式			V000001600 00  単第0 -0017 表
公表資料の作成	1	式			Y4999 レベル4
公表資料の作成	1	式			V000001800 00  単第0 -0018 表
報告書作成	1	式			Y4999 レベル4
報告書作成	1	式			V000001700 00  単第0 -0019 表
** 直接人件費 **					
直接経費					Z0001
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101 レベル4
旅費交通費（設計）	1	式			S2Z0101X3 00 単第0 -0020 表
機械経費	1	式			YZZ0105 レベル2
機械経費	1	式			YZZ010501 レベル3
機械経費	1	式			YZZ01050101 レベル4
トンネル点検車運転 作業床高9.9m	4	日			V9349 00 単第0 -0021 表
投光機材	1	式			Y4999 レベル4
投光機材費	1	式			V000001900 00 単第0 -0022 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費					YZZ0106 レベル2
	1	式			
安全費					YZZ010601 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					YZZ01060101 レベル4
	12	人			
交通誘導警備員B					R0369 00
	12	人			
交通規制設備 規制車両なし					Y4999 レベル4
	4	日			
交通規制設備 規制車両なし					F0003 00
	4	日			
** 直接原価 **					
その他原価					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					
** 間接原価 **					













































